

(別添 4)

就労準備支援事業実施要領

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

本事業の対象者については、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者であること。

ア (1) のア又はイに該当する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ (2) のアに該当しない者であって、(1) のア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 都道府県等が就労準備支援事業による支援が必要と認める者であること。

4 事業内容

(1) 支援内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援機関につなぐ体制を確保するとともに、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

ウ 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

さらに、上記アからエに定める支援を踏まえ、

- ・ 農業に関する基本的な知識を身につけるための基礎的研修と農業を含めた就労支援等を行う就農訓練事業
- ・ 就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者などを対象として、障害者等の支援により蓄積された専門的なノウハウを活用した就労支援を行う福祉専門職との連携支援事業
- ・ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するために、訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施することが可能である。

(2) 支援の実施期間

1年を超えない期間とする。

なお、就労準備支援事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、事業の再利用（就労準備支援事業の支援プログラムの再作成）が可能である。

(3) 配置職員

就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省が実施する養成研修を受講している者であることが望ましい。

福祉専門職との連携支援事業を実施する場合は、福祉専門職を直接雇い上げる方法、社会福祉法人等（具体的には、福祉専門職が配置されている事業所等）へ委託して事業を実施する方法等により、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、臨床心理士等の福祉専門職を配置すること。

地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施する場合は、ひきこもり支援や障害者に対する就労支援を担う実施団体等への委託（既に就労準備支援事業を実施している場合は再委託も可）が実施方法として考えられる。

5 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添2「就労準備支援事業の手引き」）を参照すること。

(2) 生活保護の受給に至った者に対しては、必要に応じて被保護者就労準備支援事業の利用につなぐなど、本人への継続的な支援の観点から生活困窮者自立支援制度と一体的・継続的な支援が行えるよう配慮すること。

(3) 就労準備支援に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用することが望ましい。

(4) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

- (5) 工賃や交通費など個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。
- (6) 関係機関と個人情報とを共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえること。
- (7) 就農訓練事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における生活困窮者等の就農訓練事業の実施について」(平成 28 年 3 月 31 日付社援保発 0331 第 18 号、社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。
- (8) 福祉専門職との連携支援事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における福祉専門職との連携支援事業の実施について」(平成 29 年 3 月 27 日付社援保発 0327 第 1 号、社援地発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。
- (9) 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施に当たっては、別途通知する「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施について」(平成 30 年 3 月 29 日付社援保発 0329 第 3 号、社援地発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。
- (10) 自立相談支援事業と併せて就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を一体的に実施した場合には、基本基準額に一定額を加算することとする。加算内容については、「就労準備支援事業におけるインセンティブ加算について」(平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 16 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を参照すること。